

令和6年4月

相模女子大学短期大学部学則

学校法人 相模女子大学

相模女子大学短期大学部学則

第 1 章 総 則

第1条 相模女子大学短期大学部は、女子に広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成し、建学の精神「高潔善美」にもとづく教養ある人材を育成することを目的とする。

第1条の2 本学は、教育研究の向上を図り、前条の目的および社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その教育研究活動等の改善・充実に努める。

2 前項の自己点検・評価に関する規程は別に定める。

第2条 本学に食物栄養学科を置く。

2 修業年限は2年とする。ただし、在学期間は4年を超えることはできない。

第2条の2 短期大学部は、幅広い教養を基礎に深く専門分野を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を時代のニーズに対応しつつ育成することにより、より高いレベルの教育機会を提供することを目的としている。

2 前項の目的を達成するため、食物栄養学科は、広く自然科学分野の知識を基礎にしつつ、社会活動における「食」に関する実践的、専門的な能力を養い、食を通じて健康の維持・増進に積極的に関わることのできる栄養士を育成することを目的に掲げる。

第 2 章 学年、学期、休業日

第3条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 授業日数は、試験の日を含み年間35週とする。

第4条 学年は、これを分けて春学期、秋学期とする。

春学期 4月1日より9月23日に至る。

秋学期 9月24日より3月31日に至る。

第5条 学年中休日は次のとおりとする。

1 日曜日

1 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

1 本学創立記念日 10月18日

1 春季休業 自 3月21日 至 4月4日

1 夏季休業 自 8月1日 至 9月23日

1 冬季休業 自 12月21日 至 1月9日

2 前項の休業日ならびに休業期間については、学長は必要と認めた場合臨時に変更し、または臨時の休業日を定めることができる。

第 3 章 授業科目および教育課程

第6条 授業科目は、全学共通科目、専門教育科目に関する科目とする。

2 授業科目は、必修科目または選択必修科目・選択科目として指定される。

第7条 授業科目を履修した学生には、修了認定の上授業科目ごとに単位が与えられる。

2 各授業科目の単位は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学習等を考慮して、次の基準により計算する。

(1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。ただし、大学が別に定める授業科目については、30時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、大学が別に定める授業科目については、15時間の授業をもって1単位とする。

(3) 実験、実習および実技については、45時間の授業をもって1単位とする。ただし、大学が別に定める授業科目については、30時間の授業をもって1単位とする。

3 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

第7条の2 前条第2項に規定する講義、演習、実験、実習又は実技による授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

2 前項に規定する授業の方法により修得できる単位数は、30単位を限度とする。

第8条 授業科目および単位数は別表のとおりとする。

2 教授会は、必要に応じて、前項の別表に定めた授業科目以外の授業科目およびその単位数を定めることができる。

第9条 学生は、履修しようとする授業科目を、每学期初めの所定の期間内に届け出なければならない。

2 授業科目の履修方法は次のとおりとする。

(1) 卒業に要する単位は、次のとおりとする。

授業科目区分		学科
		食物栄養学科
全学共通科目	必修科目	2
	選択必修科目	8
	選択科目	—
小計		10
専門教育科目	必修科目	3
	選択必修科目	50
	選択科目	—
小計		53
自由科目		3
合計		66

自由科目は、全学共通科目及び専門教育科目の卒業要件となる単位数を超える

科目単位数並びに資格科目・単位互換科目等を認定する単位数である。

- (2) 食品衛生管理者および食品衛生監視員の資格を得ようとする者（食物栄養学科）は、（1）の規定によるほか、別表に規定する食品衛生管理者および食品衛生監視員に関する科目を履修し、単位を修得しなければならない。
- (3) 食物栄養学科において栄養士の資格を得るためには、（1）の規定によるほか、栄養士法、同法施行令および同法施行規則に定める所定の科目（別表）を履修し、単位を修得しなければならない。

第9条の2 本学は、学生が各学期にわたって適切に授業科目を履修するために、卒業要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めることができる。

- 2 本学は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。
- 3 本条に関する規程は別に定める。

第10条 本学が教育上有益と認めるときは、他の短期大学または大学との協議により、学生に当該短期大学または当該大学の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、30単位を限度として本学において修得した単位として認定できる。
- 3 前2項の規定は、学生が外国の短期大学または大学に留学する場合に準用する。

第10条の2 本学が教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修により修得したものとして認定することができる。

- 2 前項により認定できる単位数は、前条第2項及び第3項の単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

第11条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に短期大学または大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとして認定することができる。

- 2 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修により修得したものとして認定することができる。
- 3 前1項及び2項により認定できる単位数は、転学等の場合を除き本学において修得した単位以外のものについては、第10条第2項及び前条第2項の単位数と合わせて30単位を超えないものとする。この場合において、第10条第3項により本学において修得した単位として認定した単位数と合わせるときは、45単位を超えないものとする。

第4章 入学、留学、休学、復学、退学、転学および再入学

第12条 入学の時期は4月とする。

第13条 学生の定員は次のとおりである。

入学定員

収容定員

2 食物栄養学科の学級数は、1学年2学級、2学年2学級合計4学級とする。

第14条 本学に入学できる者は、女子にして次の各号の1に該当する者でなければならない。

- (1) 高等学校を卒業した者または中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者、またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む）
- (6) 相当の年令に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると本学において認めた者
- (7) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (8) 個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

第15条 前条の入学志願者の数が定員を超えるときは、選抜試験の上、学長は入学を許可することができる。

第16条 入学志願者は、所定の様式の入学願書に別に定めるところの書類その他を添えて提出しなければならない。

第17条 入学を許可された者は、速やかに本学所定の在学保証書を保証人および副保証人連署の上提出しなければならない。

第18条 保証人は、父母またはこれに準ずる者で本人在学中における一切の事項について責任を負うものとする。副保証人は、独立の生計を営む者でなければならない。

第19条 保証人または副保証人が死亡し、または前条の要件を失った場合には、さらに保証人または副保証人を定め在学保証書を提出しなければならない。保証人または副保証人を変更しようとするときも同様とする。保証人および副保証人が転居したときは、速やかに届け出なければならない。

第20条 保証人または副保証人が長期にわたり不在のときは、あらかじめ相当の代理保証人を定め届け出なければならない。

第21条 本学に在学する者は、自宅以外から通学する場合は、居住先を学長に届け出るものとする。

第22条 本学の学生が、本学との間であらかじめ留学に関する協議が成立しているか、または教授会の議を経て学長が認定した外国の短期大学または大学の授業科目を履修するため、当該短期大学等への留学を希望するときは、審査の上、学長はこれを許可することができる。

2 留学期間は、1年以内とする。

3 留学期間は、修業年限および在学年限に算入する。

第23条 病気その他やむを得ない事情により2か月以上休学する者は、その理由を記し、保証人連署の上願い出なければならない。

2 休学期間は、継続して1年以内とする。ただし、特別の事情があると認められる場合は、通算して2年を超えない範囲で休学期間の延長ができる。

3 休学期間は、修業年限および在学年限に算入しない。

4 休学の理由が消滅して出校する場合は、保証人連署の上復学を願い出なければならない。

5 復学は、学期の始めとする。

第24条 退学および転学を望む者は、その理由を記し、保証人連署の上願い出なければならない。

第25条 本学を退学した者が再入学を希望するときは、選考の上、学長はこれを許可することができる。

第26条 次の各号の1に該当する者は、教授会の議を経て学長が退学を命ずることができる。

- (1) 第2条第2項に定める在学年限を超えた者
- (2) 第23条第2項に定める休学期間を超えた者
- (3) 授業料等納付金を滞納し、督促を受けてもなお納入しない者
- (4) 長期間行方不明の者

第27条 学生の入学、留学、休学、復学、退学、転学および再入学は、教授会の議を経て学長が許可することができる。ただし、教授会での審議に当たっては、第46条の2第3項、第4項および第5項によるものとする。

第5章 委託生、外国学生、科目等履修生、単位互換履修生、聴講生

第28条 公共団体その他の機関から本学の特定科目につき研究を委託された者があるときは、学長は教授会の議を経て委託生として許可することができる。

外国学生の場合は大学評議会の議を経て学長はこれを許可することができる。

2 委託生、外国学生に関しては、本学則および規則を適用する。

第28条の2 本学に開設されている授業科目のうち、1または複数の科目の履修を希望する者に対しては、正規課程の学生の教育に支障が生じない場合に限り、教授会において選考の上、学長は科目等履修生としてこれを許可することができる。

2 科目等履修生として願い出ることのできる者は、第14条に規定する入学資格を有するものとする。ただし、教授会が当該授業科目を履修することのできる十分な学力を有すると認める者については、この限りではない。

3 履修を希望する者は、所定の期日までに願書等必要書類に検定料10,000円を添えて願い出なければならない。

4 履修を許可された者は、所定の期日までに登録料10,000円、履修料1単位につき20,000円を納入しなければならない。実験実習費は別途徴収する。一度納入した学費は一切返還しない。

- 5 科目等履修生の在学期間は、6カ月とする。ただし、引き続き履修しようとする者は、新たに願い出て許可を受けなければならない。
- 6 科目等履修生は、その履修する科目について正規の学生に準じ単位を修得することができる。
- 7 科目等履修生に関する規程は別に定める。

第28条の3 本学と単位互換協定を締結している短期大学及び大学に在籍し、本学に単位互換科目として開設されている授業科目の履修を希望する者に対しては、正規課程の学生の教育に支障が生じない場合に限り、教授会の議を経て、学長は単位互換履修生としてこれを許可することができる。

- 2 単位互換履修生に関する規程は別に定める。

第28条の4 本学の学生以外の者で、本学に開設されている授業科目のうち、1または複数の科目の聴講を希望する者があるときは、正規課程の学生の教育に支障が生じない場合に限り、教授会において選考の上、学長は聴講生としてこれを許可することができる。

- 2 聴講生に関する規程は、別に定める。

第6章 試験および卒業

第29条 授業科目の終了は、試験によってこれを認定する。

第30条 試験は、毎学期の終わりの所定の期間に行う。ただし、授業科目により特別の事情がある場合は、他の時期に行うことができる。

第31条 試験の成績は、S、A、B、C、D又はP、Fの7種類の評語をもって表し、S、A、B、C、Pを合格とする。試験に合格した者には、その授業科目所定の単位を与える。

第32条 病気その他やむを得ない事故により試験に欠席した者に対しては、追試験を行うことができる。

第33条 休学した者は、その学期の試験を受けることができない。

第34条 削除

第35条 本学に2年以上在学し、所定の科目および単位数を修得した者に対して学長は、教授会の議を経て卒業証書を授与する。

- 2 卒業の時期は、学年の終了日とする。ただし、春学期終了日までに卒業要件を充たした場合は、春学期の終了日とすることができる。
- 3 本学を卒業した者には、短期大学士の学位を授与する。
- 4 前項の学位の表記は、次のとおりとする。

食物栄養学科 短期大学士（栄養学）

第7章 検定料、入学金および授業料その他

第36条 本学に入学を志望する者は、入学検定料35,000円を納めなければならない。

第37条 入学金および授業料等の学費は別表のとおりとする。

第38条 本学に入学を許可された者は、第37条の別表に定める入学金および授業料等の

学費を納めなければならない。

- 2 授業料、施設設備費、実験実習費は半額ずつ春学期分は4月30日まで、秋学期分は10月31日までに納めなければならない。

第39条 一度納入した学費その他の納入金は返還しない。ただし、入学時の学費については、本人及び保証人の連署で所定の期間内に入学辞退の申し出のあった者に限り入学金以外の納入金を返還する。

第40条 休学を許可された者に対しては、授業料等の学費を免除する。

第41条 授業料等の学費を納めない者は、試験を受けることができない。

第42条 実験、実習等必要な費用は別にこれを徴収する。

第 8 章 賞 罰

第43条 本学学生中品行方正、学業優秀な者は、授業料を免除し、あるいは奨学金を貸与または給与することがある。

第44条 本学に在学する者で本学の学則に反し、または学生の本分にもとり本学の名誉を毀損する行為のある者あるいは成業の見込みのない者は教授会の議を経て学長がこれを懲戒する。

- 2 懲戒は、譴責、謹慎、停学および退学とする。ただし、退学は、次の各号の1に該当する者についてのみ行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくて出席常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

- 3 学生の懲戒の手続については別に定める。

第 9 章 職員組織その他

第45条 本学に学長、副学長、部長、学科長、附属図書館長を置く。

- 2 学長、副学長、附属図書館長の職務は別に定める。
- 3 部長は、短期大学部に関する校務をつかさどる。
- 4 学科長は、学科に関する校務をつかさどる。

第45条の2 本学に教授、准教授、講師、助教、助手、図書館司書および事務職員を置く。

第45条の3 本学に特任教員を置く。

- 2 特任教員の職務については別に定める。

第46条 本学に大学評議会（以下「評議会」という。）を置く。

- 2 評議会は、学長が招集し、その議長となる。
- 3 評議会は、短期大学部、大学および研究科に関し、次に掲げる事項について審議する。
 - (1) 学事に関する重要事項
 - (2) 学生の身上に関する事項

- (3) 学則その他重要な規則の制定又は改廃に関する事項
 - (4) 大学予算の原案に関する事項
 - (5) その他、学長の諮問事項
- 4 評議会に関する規程は、別に定める。
- 第46条の2** 本学に教授会を置く。
- 2 教授会は、教授、准教授および講師をもって構成する。
- 3 教授会は、次に掲げる事項について審議し、学長がそれらの事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了
 - (2) 学位の授与
 - (3) 教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
- 4 教授会は、次に掲げる事項について審議し、学長に対して意見を述べることができる。
- (1) 教授、准教授、講師、助教および助手の任用、昇任の際の教育研究業績に関する事項
 - (2) 学科の教育課程に関する事項
 - (3) 授業科目の種類および編成に関する事項
 - (4) 各種委員の選出に関する事項
 - (5) 学術研究に関する事項
 - (6) 学生の学籍に関する事項
- ただし、前項で規定する事項を除く
- (7) 学生の賞罰に関する事項
 - (8) その他教育研究に関する事項および学長からの諮問事項
- 5 前項で規定される事項について、教授会が長期に亘り開催されないことで、学生に不利益が生ずる場合は、必ずしも教授会の議を経ることなく、学長はこれを決定することができる。
- 6 教授会に関する規程は、別に定める。

第10章 図書館

第47条 本学に図書館を置く。

- 2 図書館の規程は、別に定める。

第11章 附属施設

第48条 本学に日本学国際研究所を置く。

- 2 日本学国際研究所の規程は、別に定める。

附 則

1. 昭和31年4月1日一部改正
本学則は昭和31年4月1日から適用する。
2. 昭和35年4月1日一部改正
本学則は昭和35年4月1日から適用する。
3. 昭和36年4月1日一部改正
本学則は昭和36年4月1日から適用する。
4. 昭和37年4月1日一部改正
本学則は昭和37年4月1日から適用する。
5. 昭和39年4月1日一部改正
本学則は昭和39年4月1日から適用する。但し昭和38年度以前の入学者については従来^の学則による。
6. 昭和40年4月1日一部改正
本学則は昭和40年4月1日から適用する。但し昭和39年度以前の入学者については従来^の学則による。
7. 昭和41年4月1日一部改正
本学則は昭和41年4月1日から適用する。
8. 昭和43年4月1日一部改正
本学則は昭和43年4月1日から適用する。
9. 昭和44年4月1日一部改正
本学則は昭和44年4月1日から適用する。
10. 昭和46年4月1日一部改正
本学則は昭和46年4月1日から適用する。
11. 昭和47年4月1日一部改正
本学則は昭和47年4月1日から適用する。
12. 昭和48年4月1日一部改正
本学則は昭和48年4月1日から適用する。
13. 昭和49年4月1日一部改正
本学則は昭和49年4月1日から適用する。
14. 昭和50年4月1日一部改正
本学則は昭和50年4月1日から適用する。
15. 昭和51年4月1日一部改正
本学則は昭和51年4月1日から適用する。
16. 昭和52年4月1日一部改正
本学則は昭和52年4月1日から適用する。
17. 昭和53年4月1日一部改正
本学則は昭和53年4月1日から適用する。ただし授業科目及びその単位数並びに授業料は、昭和52年度以前の入学生についてはなお従前^の学則を適用する。
18. 昭和54年4月1日一部改正

本学則は昭和54年4月1日から適用する。ただし授業科については、昭和53年度以前の入学生についてはなお従前の学則を適用する。

19. 昭和56年4月1日一部改正

本学則は昭和56年4月1日から適用する。ただし授業科目及び単位数、並びに授業料は、昭和55年度以前の入学生についてはなお従前の学則を適用する。

20. 昭和57年4月1日一部改正

本学則は昭和57年4月1日から適用する。ただし授業科目及び単位数、並びに授業料は、昭和56年度以前の入学生についてはなお従前の学則を適用する。

21. 昭和59年4月1日一部改正

本学則は昭和59年4月1日から適用する。

22. 昭和60年4月1日一部改正

本学則は昭和60年4月1日から適用する。ただし授業科目及び単位数、並びに授業料は、昭和59年度以前の入学生についてはなお従前の学則を適用する。

23. 昭和61年4月1日一部改正

本学則は昭和61年4月1日から適用する。ただし、昭和61年度における英文科の総定員は、第11条の規定にかかわらず、250名とする。

24. 昭和62年4月1日一部改正

本学則は昭和62年4月1日から適用する。ただし授業科目および単位数並びに授業料は、昭和61年度以前の入学生についてはなお従前の学則を適用する。

25. 昭和63年4月1日一部改正

本学則は昭和63年4月1日から適用する。ただし、授業科目および単位数は、昭和62年度以前の入学生については、なお従前の学則を適用する。

26. 平成元年4月1日一部改正

本学則は平成元年4月1日から適用する。ただし、昭和63年度以前の入学生については、なお従前の入学年度の学則を適用する。

27. 平成2年4月1日一部改正

本学則は平成2年4月1日から適用する。ただし、平成元年度以前の入学生については、なお従前の入学年度の学則を適用する。

28. 平成3年4月1日一部改正

本学則は平成3年4月1日から適用する。ただし、平成2年度以前の入学生については、第10条、第22条および第27条の規定を除き、なお従前の入学年度の学則を適用する。

29. 平成4年4月1日一部改正

本学則は平成4年4月1日から施行する。ただし、平成3年度以前の入学生の授業料については、なお従前の入学年度の学則を適用する。

30. 平成5年4月1日一部改正

本学則は平成5年4月1日から施行する。ただし、平成4年度以前の入学生の第11条に規定する既修得単位の認定については、なお従前の入学年度の学則を適用する。

31. 平成6年4月1日一部改正

本学則は平成6年4月1日から施行する。ただし、平成5年度以前の入学生については、

なお従前の入学年度の学則を適用する。

32. 平成 7 年 4 月 1 日一部改正

本学則は平成 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 6 年度以前の入学生については、なお従前の入学年度の学則を適用する。

33. 平成 8 年 4 月 1 日一部改正

本学則は平成 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、授業科目およびその単位数並びに卒業に要する単位数は、平成 7 年度以前の入学生については、なお従前の入学年度の学則を適用する。

34. 平成 9 年 4 月 1 日一部改正

本学則は平成 9 年 4 月 1 日から施行する。ただし、授業科目およびその単位数並びに卒業に要する単位数は、平成 8 年度以前の入学生については、なお従前の入学年度の学則を適用する。

35. 平成 10 年 4 月 1 日一部改正

本学則は平成 10 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表（図書館学に関する科目）以外の授業科目およびその単位数並びに卒業に要する単位数、授業料等の学費については、平成 9 年度以前の入学生については、なお従前の入学年度の学則を適用する。また、第 13 条の規定にかかわらず、平成 10 年度の国文科、英文科の総定員は、次のとおりとする。

国文科 250 名

英文科 250 名

36. 平成 11 年 4 月 1 日一部改正

本学則は平成 11 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 10 年度以前の入学生については、なお従前の入学年度の学則を適用する。

英文科を英語英文科、家政科を生活学科に学科名称を変更する。

37. 平成 11 年 4 月 1 日一部改正

本学則は平成 11 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 10 年度以前の入学生については、なお従前の入学年度の学則を適用する。

38. 平成 12 年 4 月 1 日一部改正

本学則は平成 12 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 11 年度以前の入学生については、第 10 条、第 10 条の 2 及び第 11 条の規定を除き、なお従前の入学年度の学則を適用する。

39. 平成 13 年 4 月 1 日一部改正

本学則は平成 13 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 12 年度以前の入学生については、なお従前の入学年度の学則を適用する。また、第 13 条の規定にかかわらず、平成 13 年度の生活学科食物栄養専攻の総定員は、次のとおりとする。

生活学科 食物栄養専攻 350 名

40. 平成 13 年 4 月 1 日一部改正

本学則は平成 13 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 12 年度以前の入学生については、なお従前の入学年度の学則を適用する。

41. 平成 14 年 4 月 1 日一部改正

本学則は平成 14 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 13 年度以前の入学生について

ては、なお従前の入学年度の学則を適用する。

42. 平成15年4月1日一部改正

本学則は平成15年4月1日から施行する。ただし、平成14年度以前の入学生については、第4条、第38条、第40条、第45条及び第46条を除き、なお従前の入学年度の学則を適用する。

平成15年度より生活学科生活経営専攻、生活造形専攻、食物栄養専攻の学生募集を停止する。

平成15年度より国文科及び英語英文科の学生募集を停止する。

また、第13条の規定にかかわらず、平成15年度のメディア情報学科、生活造形学科、食物栄養学科の総定員は次のとおりとする。

平成15年度

メディア情報学科	100名
生活造形学科	100名
食物栄養学科	150名
計	350名

43. 平成17年4月1日一部改正

本学則は平成17年4月1日から施行する。ただし、平成16年度以前の入学生については、第31条、授業科目およびその単位数並びに卒業に要する単位数は、なお従前の入学年度の学則を適用する。

44. 平成18年4月1日一部改正

本学則は平成18年4月1日から施行する。ただし、平成17年度以前の入学生については、なお従前の入学年度の学則を適用する。第9条2項(6)に定めるビジネス実務士の資格については、平成17年度入学生にも適用する。また、第35条第2項および第3項については平成17年度卒業生から適用する。

45. 平成19年4月1日一部改正

本学則は平成19年4月1日から施行する。ただし、平成18年度以前の入学生については、なお従前の入学年度の学則を適用する。

46. 平成20年4月1日一部改正

本学則は平成20年4月1日から施行する。ただし、平成19年度以前の入学生については、第1条、第7条、第8条、第22条の2、第23条、第25条、第27条、第28条の2の規定を除き、なお従前の入学年度の学則を適用する。

平成20年度よりメディア情報学科の学生募集を停止する。

生活造形学科を生活デザイン学科に学科名称を変更する。

また、第13条の規定にかかわらず平成20年度、平成21年度の総定員は次のとおりとする。

	平成20年度	平成21年度
メディア情報学科	100名	—
生活デザイン学科	210名	220名
食物栄養学科	270名	240名
計	580名	460名

47. 平成 21 年 3 月 12 日一部改正

本学則は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 20 年度以前の入学生については、なお従前の学則を適用する。

48. 平成 22 年 3 月 18 日一部改正

本学則は平成 22 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 21 年度以前の入学生については、第 35 条第 2 項の規定を除き、なお従前の入学年度の学則を適用する。

49. 平成 24 年 2 月 9 日一部改正

本学則は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 23 年度以前の入学生については、なお従前の学則を適用する。

50. 平成 25 年 2 月 28 日一部改正

本学則は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 24 年度以前の入学生については、なお従前の学則を適用する。

平成 25 年度より生活デザイン学科の学生募集を停止する。

また、第 13 条の規定にかかわらず平成 25 年度の総定員は次のとおりとする。

平成 25 年度	
生活デザイン学科	110 名
食物栄養学科	240 名
計	350 名

51. 平成 27 年 2 月 26 日一部改正

本学則は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

52. 平成 28 年 2 月 25 日一部改正

本学則は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

53. 平成 29 年 12 月 21 日一部改正、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 40 条の規定を除き、平成 29 年度以前の入学生については、なお従前の学則を適用する。

54. 平成 30 年 1 月 25 日一部改正、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 40 条の規定を除き、平成 29 年度以前の入学生については、なお従前の学則を適用する。

55. 令和 3 年 7 月 29 日一部改正、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 7 条の 2 を除き、令和 3 年度以前の入学生については、なお従前の入学年度の学則を適用する。

56. 令和 4 年 1 月 27 日一部改正、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

57. 令和 5 年 3 月 23 日一部改正

令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、令和 5 年度以前の入学生については、なお従前の学則を適用する。また、第 13 条の規定にかかわらず、令和 6 年度、令和 7 年度の収容定員は次のとおりとする。

	令和 6 年度	令和 7 年度
食物栄養学科	200 名	160 名
計	200 名	160 名

58. 令和 6 年 2 月 22 日一部改正、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表 全学共通科目

学部学科	授 業 科 目	単位数	形態	備考
食物栄養学科	全学共通科目			
	A			
	さがみ総合講座	2		必修
	B			
	倫理学	2		}
	心理学	2		
	市民社会と法	2		
	社会福祉行政論	2		
	くらしと文化	2		
	食環境論	2		
	生物と生態系	2		
	C			
	英語	1		}
	中国語	1		
	フランス語	1		
	ラケットスポーツ	1		
	球技スポーツ	1		
海外語学集中講座	2			
D				
キャリアアップ演習	1		}	
言語リテラシー	1			
情報リテラシー	1			
地域協働活動	1			
	計	27		

別表 専門教育科目

学 科	授 業 科 目	単位数	備 考	
食物栄養学科	専門教育科目			
	基礎科目			
	栄養士入門講座	1	必修	
	食物基礎実験	1	必修	
	基礎化学	2	}	
	微生物学	2		
	専攻科目			
	公衆衛生学	2		}
	保健介護福祉論	2		
	解剖生理学	2		
	解剖生理学実習	1		
	生化学Ⅰ	2		
	生化学Ⅱ	2		
	生化学実験	1		
	運動生理学	2		
	食品学総論	2		
	食品学各論	2		
	食品学実験	1		
	食品衛生学	2		
	食品衛生学実験	1		
	栄養学総論	2		
	応用栄養学	2		
	栄養学実習	1		
	臨床栄養学Ⅰ	2		
	臨床栄養学Ⅱ	2		
	臨床栄養学実習	1		
	栄養指導論Ⅰ	2		
	栄養指導論Ⅱ	2		
	栄養指導論実習	1		
	栄養情報処理実習	1		
	公衆栄養学	2		
	調理学	2		
	調理学実習Ⅰ	1		
	調理学実習Ⅱ	1		
	給食管理（マネジメント）	2		
	給食管理実習（食事計画）	1		
	給食管理実習（集団給食）	2		
	給食管理実習（校外実習）	1		
	食物栄養基礎演習	1		
	編入学対策講座	1		
認定試験直前対策講座	1	必修		
発展科目				
ゼミナールⅠ	1	}		
ゼミナールⅡ	1			
スポーツと栄養	1			
栄養士実践実習	1			
食品機能論演習	1			
計		64		

別表 食品衛生管理者および食品衛生監視員に関する科目

学 科	授 業 科 目	単位数	年次	備 考
食物栄養学科	食品衛生管理者および食品衛生監視員に関する科目			
	A群 化学関係			
	基礎化学	2	1	必修
	B群 生物化学関係			
	生化学Ⅰ	2	1	必修
	生化学Ⅱ	2	2	必修
	生化学実験	1	2	必修
	生物と生態系	2	1	必修
	食品学総論	2	1	必修
	食品学各論	2	1	必修
	食品学実験	1	1	必修
	C群 微生物学関係			
	微生物学	2	1	必修
	D群 公衆衛生学関係			
	公衆衛生学	2	2	必修
	食品衛生学	2	2	必修
食品衛生学実験	1	1	必修	
食環境論	2	1	必修	
最低取得単位数小計 (A群+B群+C群+D群)		22単位以上		
	E群 その他関連科目			
	解剖生理学	2	1	必修
	運動生理学	2	2	必修
	栄養学総論	2	1	必修
	応用栄養学	2	1	必修
	臨床栄養学Ⅰ	2	1	必修
	臨床栄養学Ⅱ	2	2	必修
	栄養指導論Ⅰ	2	1	必修
	栄養指導論Ⅱ	2	1	必修
	公衆栄養学	2	2	必修
	解剖生理学実習	1	1	必修
	栄養学実習	1	1	必修
	臨床栄養学実習	1	2	必修
	栄養指導論実習	1	2	必修
最低取得単位数小計 (E群)		18単位以上		

別表 栄養士免許取得に関する科目

学 科	規則等に規定する教育内容	単位数		該当授業科目	単位数	
		講義又は演習	実験又は実習		講義又は演習	実験又は実習
食物栄養学科	1. 社会生活と健康	4	4	公衆衛生学	2	
				保健介護福祉論	2	
				社会生活と健康の小計	4	
	2. 人体の構造と機能	8		解剖生理学	2	
				解剖生理学実習		1
				生化学Ⅰ	2	
				生化学Ⅱ	2	
				生化学実験		1
				運動生理学	2	
	人体の構造と機能の小計	8		2		
	3. 食品と衛生	6		食品学総論	2	
				食品学各論	2	
				食品学実験		1
				食品衛生学	2	
				食品衛生学実験		1
	食品と衛生の小計	6		2		
	4. 栄養と健康	8		栄養学総論	2	
				応用栄養学	2	
				栄養学実習		1
				臨床栄養学Ⅰ	2	
				臨床栄養学Ⅱ	2	
臨床栄養学実習				1		
栄養と健康の小計	8	2				
5. 栄養の指導	6	栄養指導論Ⅰ	2			
		栄養指導論Ⅱ	2			
		栄養指導論実習		1		
		栄養情報処理実習		1		
		公衆栄養学	2			
栄養の指導の小計	6	2				
6. 給食の運営	4	調理学	2			
		調理学実習Ⅰ		1		
		調理学実習Ⅱ		1		
		給食管理（マネジメント）	2			
		給食管理実習（食事計画）		1		
		給食管理実習（集団給食）		2		
		給食管理実習（校外実習）		1		
給食の運営の小計	4	6				
小計	36	14	小計	36	14	
合計		50	合計		50	

別表 入学金、授業料等の学費

(単位 円)

	食物栄養学科
入 学 金 (入学時)	300,000
授 業 料 (年 額)	725,000
施設設備費 (年 額)	280,000